

平成26年度 「循環器疾患の発症予測・重症化予測に基づいた診療体系に関する研究」委託に係る仕様書

1. 事業名

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（循環器疾患の発症予測・重症化予測に基づいた診療体系に関する研究）」

2. 事業の目的

日本再興戦略では、健康寿命の延伸を目標の1つとして掲げており、目標達成のためには発症予防、重症化予防の徹底が重要である。近年では、先制医療という考え方も提唱されており、既存の方法にとどまらない、エビデンスに裏打ちされた循環器疾患の発症予測、重症化予測に基づいた診療体系が構築できれば、循環器疾患による健康寿命の短縮を防ぐことが可能となる。

本事業では、生活習慣病である循環器疾患について、疫学研究、臨床研究、臨床への橋渡し研究等を通じ、新たな対策に貢献するエビデンスを提供することを目的とする。

3. 事業の概要等

循環器疾患の発症予測、重症化予測を可能とする新しい視点に基づいた診療体系の構築に関する定量的な研究を実施する。なお、本事業には循環器疾患に関わる臨床医が参画する必要がある。

4. 予算額

1課題あたり上限10,000千円程度

5. 実施期間

平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書10部（A4版）

7. 納入期限

平成27年3月31日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

- ・ 研究成果が今後の厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか

(イ) 研究の独創性・新規性

- ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

- ・ 実現可能な研究であるか
- ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか

(エ) 研究者の資質、施設的能力

- ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか
- ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項（政策等への活用可能性）

- ・ 政策形成の過程などに活用される可能性がある内容かどうか
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

ウ 総合的に勘案すべき事項

(ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であることを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

(イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課と協議の上、決定する。

平成26年度「糖尿病に関する大規模な臨床情報収集に関する基盤的研究」委託に係る仕様書

1. 事業名

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（糖尿病に関する大規模な臨床情報収集に関する基盤的研究）」

2. 事業の目的

日本再興戦略では、健康寿命の延伸を目標の一つとして掲げるとともに、医療・介護情報の電子化を促進していくことが示されている。健康寿命の延伸のため、糖尿病に対して効果的な治療を実施し、合併症の減少等をはかるための、より質の高いエビデンスを構築するためには、糖尿病の患者の長期の経過など、臨床情報を効果的に収集分析することが必要である。

本事業では、生活習慣病である糖尿病について、疫学研究、臨床研究、臨床への橋渡し研究等を通じ、新たな対策に貢献するエビデンスを提供することを目的とする。

3. 事業の概要等

効率的・効果的に日本人の糖尿病の実態を把握し、今後の糖尿病対策に資するため、複数の医療機関の臨床情報を大規模に収集する基盤としての拠点的功能を構築するとともに、構築した拠点的功能を、他の研究者等が広く利用できるようにする研究を行う。なお、本事業には糖尿病内科の臨床医が参画する必要がある。

4. 予算額

1課題あたり上限8,000千円程度

5. 実施期間

平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書10部（A4版）

7. 納入期限

平成27年3月31日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

- ・ 研究成果が今後の厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか

(イ) 研究の独創性・新規性

- ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

- ・ 実現可能な研究であるか
- ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか

(エ) 研究者の資質、施設の能力

- ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか
- ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項（政策等への活用可能性）

- ・ 政策形成の過程などに活用される可能性がある内容かどうか
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

ウ 総合的に勘案すべき事項

(ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

(イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課と協議の上、決定する。

平成 26 年度 「健康増進に資する社会環境及び生活習慣の改善に関する研究」 委託に係る仕様書

1. 事業名

平成 26 年度 「厚生労働科学研究委託事業（健康増進に資する社会環境及び生活習慣の改善に関する研究）」

2. 事業の目的

我が国において、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD などの生活習慣病は医療費の約 3 割、死亡者数の約 6 割を占めており、急速に進む高齢化を背景にますます重要な課題となっている。こうした生活習慣病については、小児期から高齢期までのライフステージに応じた、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙等に関する生活習慣の改善や、国民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する社会環境の整備が重要である。

本事業では、がん以外の生活習慣病について、疫学研究、臨床研究、臨床への橋渡し研究等を通じ、生活習慣病の新たな対策に貢献するエビデンスを提供することを目的とする。

3. 事業の概要等

日本再興戦略及び健康日本 21（第二次）では、健康寿命の延伸が目標として掲げられている。特に、平成 25 年度より開始した健康日本 21（第二次）では、その達成に向けて、国民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する社会環境の整備が重要な課題として掲げられている。

本事業では、国民の健康増進に資するよう、生活環境や住環境等の社会環境や、身体活動、休養、飲酒、喫煙等の国民の生活習慣の改善に関する重要な課題について、具体的かつ定量的な評価を行う研究を実施する。

4. 予算額

1 課題あたり上限 8, 000 千円程度

5. 実施期間

平成 26 年 4 月 1 日（火）から平成 27 年 3 月 31 日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書 10 部（A4 版）

7. 納入期限

平成 27 年 3 月 31 日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

- ・ 研究成果が今後の厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか

(イ) 研究の独創性・新規性

- ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

- ・ 実現可能な研究であるか
- ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか

(エ) 研究者の資質、施設の能力

- ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか
- ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項（政策等への活用可能性）

- ・ 政策形成の過程などに活用される可能性がある内容かどうか
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

ウ 総合的に勘案すべき事項

(ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であることを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

(イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課に照会する

こと。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課と協議の上、決定する。

平成26年度 「効果的な保健指導の開発に関する研究」委託に係る仕様書

1. 事業名

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（効果的な保健指導の開発に関する研究）」

2. 事業の目的

これまでの特定保健指導の成果を踏まえた上で、より効果的な特定保健指導の実施方法や検査項目に対する保健指導の有効性を評価し、保健指導実施者に対する具体的な実施方法及びコンテンツを示すことを目的とする。

3. 事業の概要等

- (1) 特定保健指導のこれまでの実績を検証し、メタボリックシンドロームの改善に有効な保健指導の方法（性・年齢別等、対象者に応じた保健指導、ポイントとの関連性等）を検証する研究を実施する。
- (2) 上記(1)の研究を踏まえ、保健指導実施者が有効に活用できる具体的なコンテンツを検討する研究を行う。
- (3) 特定健診の検査項目に対する保健指導の有効性を検証する研究を実施する。

4. 予算額

1課題あたり上限10,000千円程度

5. 実施期間

平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書10部（A4版）

7. 納入期限

平成27年3月31日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

- ・ 研究成果が今後の厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか
- (イ) 研究の独創性・新規性
 - ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか
- (ウ) 研究計画の実現性・効率性
 - ・ 実現可能な研究であるか
 - ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか
- (エ) 研究者の資質、施設の能力
 - ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか
 - ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか
- イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項（政策等への活用可能性）
 - ・ 政策形成の過程などに活用される可能性がある内容かどうか
 - ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
 - ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか
- ウ 総合的に勘案すべき事項
 - (ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
 - (イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課と協議の上、決定する。

平成26年度「健康寿命延伸のための日本人の健康な食事のあり方に関する研究」委託に係る仕様書

1. 事業名

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（健康寿命延伸のための日本人の健康な食事のあり方に関する研究）」

2. 事業の目的

健康寿命の延伸の基盤となる「健康な食事」について、各種コホート研究データの解析等の検証を通じ、新たな対策に貢献するエビデンスを提供することを目的とする。

3. 事業の概要等

高齢化の進展等を踏まえ、生活習慣病の予防や身体機能・生活機能の維持により、健康寿命の延伸を実現することが重要である。本事業では、健康寿命の延伸の基盤となる「健康な食事」について、国の検討会の報告内容を踏まえ、各種コホート研究データの解析等により検証する研究を行う。

さらに、日本では、医療機関等できめ細かな介護食が提供されている状況にあり、今後在宅でのニーズが高まってくることから、そうした介護食など摂食・嚥下機能の状態の違いに応じた食事の実態を分析し、対象者特性に応じた食材の選択、量、物性、形状及び提供方法などの食事の構成要素の類型化を行う研究を実施する。

4. 予算額

1課題あたり上限15,000千円程度

5. 実施期間

平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書10部（A4版）

7. 納入期限

平成27年3月31日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

- ・ 研究成果が今後の厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか

(イ) 研究の独創性・新規性

- ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

- ・ 実現可能な研究であるか
- ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか

(エ) 研究者の資質、施設的能力

- ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか
- ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項（政策等への活用可能性）

- ・ 政策形成の過程などに活用される可能性がある内容かどうか
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

ウ 総合的に勘案すべき事項

(ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であることを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

(イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課と協議の上、決定する。